



あわら市企業立地ガイド



お問合せ

あわら市 経済産業部 商工労働課

[TEL]0776-73-8030

[E-mail]syouko@city.awara.lg.jp

〒919-0692

福井県あわら市市姫三丁目1-1

[支援制度一覧はこちら](#)



あわら市





北陸新幹線福井開業により、新たな成長フェーズに入ったあわら市。

福井県最北端、日本海に面し、石川県加賀市や坂井市と隣接する本市は、北陸新幹線「芦原温泉駅」、北陸自動車道「金津インターチェンジ」、国道8号をはじめとした広域交通網を有し、首都圏・関西・中京圏への優れたアクセス環境を備えています。

人口約26,000人、面積116.98km²の市域には、海・湖・山・田園といった多様な自然環境と、温泉地・文化施設・創作拠点がバランスよく共存しています。
北潟湖畔の豊かな自然、自然とアートが溶け合う体験型空間「金津創作の森」、そして140年以上の歴史を誇る「あわら温泉」。

あわら市は、「癒やし」と「創造」が共存するまちとして、働く人の感性と暮らしの質を高める環境を提供します。

令和6年3月、北陸新幹線「芦原温泉駅」開業により、本市は人・モノ・情報が集まる新たな結節点へと進化しています。

今、あわら市は、企業の新たな挑戦を受け入れ、ともに成長するフィールドです。



団地概要

あわら市街の南東に位置し、平坦な農村地帯である。当団地の2.3kmには産業関連、旅客運送及び観光の拠点であるJR芦原温泉駅がある。また、2kmには国道8号線が南北に走り、北陸自動車道金津ICへは5km、丸岡ICへは6kmで接続しており、交通事情は極めて良好である。

所在地

福井県あわら市伊井

規模

11社立地 / 団地面積 39.6 ha / 現在立地可能面積 2.1 ha

地域の指定

工場適地・誘導地域

優遇制度

市企業立地促進条例に基づく助成

公害防止等

必要である場合は、市と公害防止協定を締結する



団地概要

あわら市街の南東に位置し、平坦な農村地帯である。当団地の1kmには産業関連、旅客運送及び観光の拠点であるJR芦原温泉駅がある。また、2kmには国道8号が南北に走り、北陸自動車道金津ICへは5km、丸岡ICへは6kmで接続しており、交通事情は極めて良好である。また、当該地域の東西を結ぶ、新しい県道も新設されることが決定している。

所在地

福井県あわら市菅野

規模

現在立地可能面積 7.6 ha

用途地域

工場地域

優遇制度

市企業立地促進条例に基づく助成

公害防止等

必要である場合は、市と公害防止協定を締結する



助成金等の名称	助成対象経費	交付要件		助成金等の額及び1回当たりの限度額
		形態	投下固定資産総額及び新規雇用者数	
企業立地助成金	工場等建設に伴う次の投下固定資産の合計額 (1)土地の取得費及び造成費 (2)工場等の建設費 (3)償却資産の設置費	新設増設	(1)投下固定資産総額2億円以上 (2)新規雇用者又は転属者（以下「新規雇用者等」という。）2人以上	(1)助成対象経費の10%以内（別に定める地域に工場等新設又は増設を行おうとする場合にあっては、20%以内） (2)3億円を上限とする。
	工場等建設用地内の環境整備に係る経費 (1)緑化施設 (2)消融雪設備		(3)別に定める交付期間内において、新規雇用者等の人数が2人を下回った場合は、当該下回った時から1年以内に新規雇用者等に相当する者をもって補充すること。	
雇用促進奨励金		企業立地助成金を交付する企業		(1)あわら市内に住所を有する新規雇用者1人1年につき30万円（2年目以降は10万円）とし、交付期間は3年以内とする。 (2)転属者1人1年につき15万円（2年目以降は5万円）とし、交付期間は3年以内とする。 (3)一事業者に対する交付総額は1億円を限度とする。
環境整備助成金	周辺の環境整備に係る経費 (1)道路、橋梁及び用排水路 (2)その他市長が認めるもの	企業立地助成金に該当する企業		対象経費総額の30%以内で1億円を限度とする。



勤労者定住促進事業補助金 (社宅賃借料補助制度)



[詳しくはこちら](#)

目的	市外から転入した社員に借家等を貸し付けて雇用する市内企業を助成することにより、市内への定住促進を図り、地域を活性化する。		
要件	補助対象となる企業	社員（交付算定対象者）	
	(1)市内で操業している企業（営利を目的とする事業を継続的に営む法人又は個人をいう。）であること。	(1)他の市町村から転入し、本市に住民記録等をしていること。ただし、本市に住民記録等をした者が、本市を転出後5年以内に再度転入し住民記録等をする場合は除く。	
	(2)市内で借家等を賃借し、社員に有償又は無償で貸し付けていること。	(2)転入の日において、企業に雇用されていること。又は、転入の日から1ヵ月以内に企業に雇用されていること。	
	(3)市税等を滞納していないこと。	(3)雇用保険法に規定する被保険者として届出されていること。	
助成の内容	助成金の名称	助成額	助成限度額
	勤労者定住促進事業補助金	10,000円/月/1世帯	36ヵ月以内



助成内容	①本社機能の移転又は拡充を行う市外事業者 補助率：20%、<u>上限1億円</u> ※本社機能…事務棟、研究所、研修所等 ②対象施設を新設・増設しようとする市内及び市外事業者 補助率：10%、<u>上限2,000万円</u> ※①と②の併用は可能とする 補助対象経費は • 用地取得費／造成費 • 建設費 • 償却資産の設置費
(1)対象地域	市内全域
(2)対象業種	業種指定なし ただし、経営を開始して3年以上経過している事業者とする。
(3)対象施設	工場、試験研究施設、物流施設、 本社機能施設、旅館業の施設、 飲食サービス業の施設、 情報通信業の施設、専門・技術サービス業の施設
(4)投資額	投下固定資産総額：2,000万円以上
(5)雇用	①新規雇用者等2人以上 ② 〃 1人以上 ※フルタイム・パートの区別なく、市外在住者及び 市外施設からの転属者も可とする。